

特定非営利活動法人優志会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人優志会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県会津若松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域共生社会の実現に向けて、各種専門家が連携することにより、地域の高齢者・障がい者・母子等の支援に加え、地域住民のための地域包括ケアシステムの一本化したサービスの導入や住民個々の権利擁護の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ④ 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ⑤ 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業
- ⑥ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ⑦ 各種専門家連携・地域住民交流事業
- ⑧ その他この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して正会員会費を納入し、入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助会員会費を納入し、入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 理事長以外の理事は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人または公益社団法人もしくは公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載するとともに、この法人の掲示場に掲示して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|-----|---------|
| 理事長 | 五十嵐 知加子 |
| 理事 | 木 須 真 弓 |
| 同 | 清 水 三 穂 |
| 監事 | 大 堀 久 雄 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | | |
|---------|------|-----------|
| (1) 入会金 | 正会員 | なし |
| | 賛助会員 | なし |
| (2) 年会費 | 正会員 | 3,000円 |
| | 賛助会員 | 1口 2,000円 |

これは、当法人の定款である。

福島県会津若松市白虎一丁目4番地の1
特定非営利活動法人優志会
理 事 五十嵐 知加子

改定履歴

2023年1月26日 第10章 雑則

監事寺田繁の辞任に伴い後任大堀久雄を選出される。

2024年1月22日 第2章 目的及び事業

第5条に④障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業⑥その他この法人の目的を達するために必要な事業を追加した。

2024年1月22日 土地区画整理に伴う住所変更に伴い法人住所を変更した。

2024年10月23日

第5条に④介護保険法に基づく介護予防支援事業を追加した。

第49条を次の通り変更した「この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」

2026年3月6日

第5条に⑤介護保険法に基づく地域包括支援センター事業を追加した。

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人優志会

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- ・各種専門家との情報共有勉強会や地域住民との交流事業を継続して行う。
- ・重層的支援体制の基礎を少しずつ発展させ、そのノウハウを蓄積する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数 | (D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数 | 事業費の 予算額 (単位:千 円) |
|----------------------------|---|---|---------------------------------------|----------------------------|
| ① 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 | ・法律に基づき、地域の障がい者に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)660人(のべ人数) | 3,800 |
| ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | ・法律に基づき、地域の障がい児に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)12人(のべ人数) | 3,800 |
| ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 | ・法律に基づき、地域の高齢者に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)840人(のべ人数) | 3,800 |
| ④ 介護保険法に基づく介護予防支援事業(会津若松市) | ・法令に基づき、要支援の認定を受けた高齢者に対し介護予防支援を行う(会津若松市のみ総合事業を除く) | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内の住民 (E)5人(のべ人数) | 3,800 |
| ⑤ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 | ・法律に基づき、地域の障がい者に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)2人 | (D)会津若松市の第1・5包括エリア住民 (E)600人(のべ人数) | 12,300 |

| | | | | | |
|---|------------------|---|--------------------------------------|---------------------------------------|-------|
| ⑥ | 会津若松市重層的支援体制整備事業 | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を行う | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)1人 | (D)会津若松市内の住民 (E)20人程度 | 2,500 |
| ⑦ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域住民を含めた多職種スキルアップ研修 ・優志会勉強会 | (A)年3回 (B)公民館等会議室 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種 (E)25人程度 | 370 |
| ⑧ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 多職種スキルアップ研修 ・みんなでつなぐ会 | (A)年2回 (B)医師会館 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種 (E)80人程度 | 370 |
| ⑨ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域共生社会ふれあい事業 ・ふれあいレクリエーション大会 | (A)年1回 (B)市内体育館 (C)5人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種及び住民 (E)100人程度 | 570 |
| ⑩ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域福祉課共催ふれあい事業 ・おらがのまちづくり講演会 | (A)年1回 (B)会津稽古堂 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種及び住民 (E)100人程度 | 370 |
| ⑪ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 一箕公民館共催地域サロン ・行け！メンズ倶楽部 | (A)年4回 (B)公民館 (C)1人 | (D)会津若松市内及び一箕町周辺住民 (E)10人程度 | 370 |
| ⑫ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域活動支援センター共催精神がい者女性対象サロン ・笑・女子会 | (A)11回 (B)地域活動支援センター内ジョイ (C)1人 | (D)会津若松市内及び一箕町周辺住民 (E)10人程度 | 370 |
| ⑬ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 精神障がい者男性対象スポーツレクリエーション ・YOSHI! IKUZO | (A)11回 (B)市内体育館 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)20人程度 | 370 |
| ⑭ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 高齢者地域サロン活動 ・マダム会 | (A)18回 (B)たちあおい (C)1人 | (D)会津若松市一箕町の住民 (E)10人程度 | 370 |
| ⑮ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 高齢者地域サロン活動 ・きらり婦人会 | (A)月1回 (B)優志会 (C)1人 | (D)会津若松市一箕町の住民 (E)5人程度 | 370 |
| ⑯ | 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域住民サロン活動 ・パッチワークの会 | (A)月1回 (B)優志会 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)5人程度 | 370 |

| | | | | |
|--------------------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------------|-----|
| ⑰ 各種専門 家連携・地 域住民交 流事業 | 高齢者地域サロン活動 ・お茶のみ会 | (A)年2回 (B)優志会 (C)1人 | (D) 会津若松市白虎町 の住民 (E)5人程度 | 370 |
|--------------------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------------|-----|

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人優志会
(単位：円)

| 科目 | 金額 | | |
|---------------------|------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | | |
| 1. 受取会費 | | | |
| 正会員受取会費 | 93,000 | | |
| 賛助会員受取会費 | 18,000 | 111,000 | |
| 2. 受取寄附金 | | | |
| 受取寄附金 | 0 | 0 | |
| 3. 受取助成金等 | | | |
| 受取民間助成金 | 0 | 0 | |
| 4. 事業収益 | | | |
| 障がい者相談事業収益 | 12,500,000 | | |
| 障がい児相談事業収益 | 530,000 | | |
| 高齢者相談事業収益 | 8,700,000 | | |
| 地域障がい者相談支援事業収益(2地域) | 12,390,400 | | |
| アウトリーチ等通じた継続的支援事業収益 | 2,542,540 | | |
| 専門家連携・地域住民交流事業収益 | 0 | 36,662,940 | |
| 5. その他収益 | | | |
| 受取利息 | 0 | | |
| 雑収益 | 240,000 | 240,000 | |
| 経常収益計 | | | 37,013,940 |
| II 経常費用 | | | |
| 1. 事業費(注1) | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 給料手当 | 20,154,400 | | |
| 法定福利費 | 2,487,574 | | |
| 退職給付費用 | 0 | | |
| 人件費計 | 22,641,974 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 家賃 | 720,000 | | |
| 賃借料 | 600,000 | | |
| 水道光熱費 | 357,000 | | |
| リース費(ソフト・社用車) | 2,440,000 | | |
| 通信費 | 913,000 | | |
| 消耗品費 | 476,757 | | |
| 会議費 | 10,000 | | |
| 旅費交通費 | 80,000 | | |
| 保険費 | 240,000 | | |
| 修繕費 | 80,000 | | |
| 車両費 | 540,000 | | |
| 雑費 | 530,000 | | |
| 減価償却費 | 580,000 | | |
| 支払利息 | 0 | | |
| その他経費計 | 7,566,757 | | |
| 事業費計 | | 30,208,731 | |
| 2. 管理費(注1) | | | |
| (1) 人件費 | | | |
| 役員報酬 | 3,390,000 | | |
| 法定福利費 | 522,738 | | |
| 退職給付費用 | 0 | | |
| 人件費計 | 3,912,738 | | |
| (2) その他経費 | | | |
| 会議費 | 0 | | |
| 旅費交通費 | 80,000 | | |
| 減価償却費 | 0 | | |
| 支払利息 | 0 | | |
| その他経費計 | 80,000 | | |
| 管理費計 | | 3,992,738 | |
| 経常費用計 | | | 34,201,469 |
| 当期経常増減額 | | | 2,812,471 |
| III 経常外収益 | | | |
| 1. 固定資産売却益 | | 0 | |
| 経常外収益計 | | | 0 |
| IV 経常外費用 | | | |
| 1. 過年度損益修正損 | | 0 | |
| 経常外費用計 | | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | | 2,812,471 |
| 前期繰越正味財産額 | | | 6,575,996 |
| 次期繰越正味財産額(注2) | | | 9,388,467 |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人優志会

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- ・各種専門家との情報共有勉強会や地域住民との交流事業を継続して行う。
- ・重層的支援体制の基礎を少しずつ発展させ、そのノウハウを蓄積する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名 (定款に記載した事業) | 具体的な事業内容 | (A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数 | (D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数 | 事業費の 予算額 (単位:千 円) |
|----------------------------|---|---|---|----------------------------|
| ① 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 | ・法律に基づき、地域の障がい者に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)700人(のべ人数) | 4,540 |
| ② 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 | ・法律に基づき、地域の障がい児に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)60人(のべ人数) | 4,540 |
| ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 | ・法律に基づき、地域の高齢者に対して相談による支援を行う。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)900人(のべ人数) | 4,540 |
| ④ 介護保険法に基づく介護予防支援事業(会津若松市) | ・法令に基づき、要支援の認定を受けた高齢者に対し介護予防支援を行う(会津若松市のみ総合事業を除く) | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)3人 | (D)会津若松市内の住民 (E)3人(のべ人数) | 4,540 |
| ⑤ 介護保険法に基づく地域包括支援センター事業 | ・法令に基づき、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)7人 | (D)一箕・松長小学校 湊学園区内の住民 (E)3240人(のべ人数) | 40,363 |

| | | | | |
|------------------------|---|--------------------------------------|---------------------------------------|--------|
| ⑥ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業 | ・法律に基づき、障がい者及びその家族並びに地域に根差した関係機関からの相談に応じ、必要な支援を行うことにより、地域生活の安定及び社会参加の促進を図る。 | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)2人 | (D)会津若松市の第1・5包括エリア住民 (E)600人(のべ人数) | 13,204 |
| ⑦ 会津若松市重層的支援体制整備事業 | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を行う | (A)通年適宜 (B)法人事務所や相談者の自宅等 (C)1人 | (D)会津若松市内の住民 (E)30人程度 | 2,560 |
| ⑧ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域住民を含めた多職種スキルアップ研修 ・優志会勉強会 | (A)年3回 (B)公民館等会議室 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種 (E)25人程度 | 358 |
| ⑨ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 多職種連携スキルアップ研修 ・みんなでつなぐ会 | (A)年2回 (B)医師会館 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種 (E)80人程度 | 358 |
| ⑩ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域共生社会ふれあい事業 ・ふれあいレクリエーション大会 | (A)年1回 (B)市内体育館 (C)5人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種及び住民 (E)100人程度 | 600 |
| ⑪ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域福祉課共催ふれあい事業 ・おらがのまちづくり講演会 | (A)年1回 (B)会津稽古堂 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の多職種及び住民 (E)100人程度 | 358 |
| ⑫ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 一箕公民館共催地域サロン ・行け！メンズ倶楽部 | (A)年4回 (B)公民館 (C)1人 | (D)会津若松市内及び一箕町周辺住民 (E)10人程度 | 358 |
| ⑬ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 地域活動支援センター共催精神障がい者女性対象サロン ・笑・女子会 | (A)11回 (B)優志会内 (C)1人 | (D)会津若松市内及び一箕町周辺住民 (E)10人程度 | 358 |
| ⑭ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 精神障がい者男性対象スポーツレクリエーション ・YOSHI! IKUZO | (A)10回 (B)市内体育館 (C)1人 | (D)会津若松市内及び周辺市町村の住民 (E)20人程度 | 358 |
| ⑮ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 高齢者地域サロン活動 ・マダム会 | (A)20回 (B)たちあおい (C)1人 | (D)会津若松市一箕町の住民 (E)15人程度 | 358 |
| ⑯ 各種専門家連携・地域住民交流事業 | 高齢者地域サロン活動 ・きらり婦人会 | (A)年6回 (B)たちあおい (C)1人 | (D)会津若松市一箕町の住民 (E)6人程度 | 358 |

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|---|-----|
| ⑰ 各種専門 家連携・地 域住民交 流事業 | 地域住民サロン活動 ・パッチワークの会 | (A)月1回 (B)たちあおい (C)1人 | (D)会津若松市 内及び周辺市町村 の住民 (E)10人程度 | 358 |
| ⑱ 各種専門 家連携・地 域住民交 流事業 | 高齢者地域サロン活動 ・お茶のみ会 | (A)年2回 (B)優志会 (C)1人 | (D)会津若松市白虎町 の住民 (E)5人程度 | 358 |
| ⑲ 各種専門 家連携・地 域住民交 流事業 | 障がい者の居場所づくり活動 ・てんやわんやなべらっこ会 | (A)月1回 (B)稽古堂 (C)1人 | (D)会津若松市 内及び周辺市町村 の住民 (E)15人程度 | 358 |

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人優志会
 (単位:円)

| 科目 | 金額 | |
|---------------------|------------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 99,000 | 33名×3,000円 |
| 賛助会員受取会費 | 24,000 | 12名×2,000円 |
| 2 受取寄附金 | | |
| 受取寄附金 | 0 | 0 |
| 3 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | 0 |
| 4 事業収益 | | |
| 障がい者相談事業収益 | 14,000,000 | |
| 障がい児相談事業収益 | 1,600,000 | |
| 高齢者相談事業収益 | 13,000,000 | |
| 地域障がい者相談支援事業収益(2地域) | 13,204,400 | |
| アウトリーチ等通じた継続的支援事業収 | 2,560,000 | |
| 若松第5包括支援事業収益 | 40,363,000 | |
| 専門家連携・地域住民交流事業収益 | 0 | 84,727,400 |
| 5 その他収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| 雑収益 | 240,000 | 240,000 |
| 経常収益計 | | 85,090,400 |
| II 経常費用 | | |
| 1 事業費(注1) | | |
| (1) 人件費 | | |
| 給料手当 | 41,424,000 | |
| 賞与手当 | 1,275,000 | |
| 法定福利費 | 6,585,000 | |
| 通勤手当 | 537,000 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 人件費計 | 49,821,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 家賃 | 1,620,000 | |
| 賃借料 | 840,000 | |
| 水道光熱費 | 714,000 | |
| リース費(ソフト・社用車) | 3,213,000 | |
| 通信費 | 1,549,000 | |
| 消耗品費 | 953,600 | |
| 会議費 | 20,000 | |
| 旅費交通費 | 160,000 | |
| 保険費 | 240,000 | |
| 修繕費 | 1,200,000 | |
| 車両費 | 1,080,000 | |
| 雑費 | 1,060,000 | |
| 減価償却費 | 600,000 | |
| 支払利息 | 0 | |
| その他経費計 | 13,249,600 | |
| 事業費計 | | 63,070,600 |
| 2 管理費(注1) | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 3,813,000 | |
| 法定福利費 | 555,000 | |
| 退職給付費用 | 0 | |
| 人件費計 | 4,368,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 会議費 | 0 | |
| 旅費交通費 | 80,000 | |
| 減価償却費 | 0 | |
| 支払利息 | 0 | |
| その他経費計 | 80,000 | |
| 管理費計 | | 4,448,000 |
| 経常費用計 | | 67,518,600 |
| 当期経常増減額 | | 17,571,800 |
| III 経常外収益 | | |
| 1 固定資産売却益 | | 0 |
| 経常外収益計 | | 0 |
| IV 経常外費用 | | |
| 1 過年度損益修正損 | | 0 |
| 経常外費用計 | | 0 |
| 当期正味財産増減額 | | 17,571,800 |
| 前期繰越正味財産額 | | 10,899,000 |
| 次期繰越正味財産額(注2) | | 28,470,800 |

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。(注3)

(注1) 人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。

(注2) 次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。

(注3) その他の事業を定款に掲げていない法人はこの脚注は不要。